

処 分 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第75条の2第2項
処 分 の 概 要 : 車両の使用制限命令
原権者(委任先) : 東京都公安委員会
法 令 の 定 め : ○ 道路交通法施行令 第26条の8 (車両の使用の制限の基準)
処 分 基 準 : 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添「処分量定の基準」に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 合 せ 先 : 警視庁放置駐車対策センター使用制限係 (電話03-3581-4321 内線7870-5412)
備 考 :

別添 処分量定の基準

前歴の回数・放置違反金の 納付命令の回数 車両の種類	前歴なし			前歴1回			前歴2回 以上
	3 回	4 回	5 回 以上	2 回	3 回	4 回 以上	1回以上
大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80 日	3月
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2 月	2月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、 小型特殊自動車又は原動機付自転車	10 日	15 日	20 日	20 日	25 日	1 月	1月